



令和6年度第1回子ども・子育て会議

船橋市の子ども・子育てを取り巻く状況について

令和6年5月16日

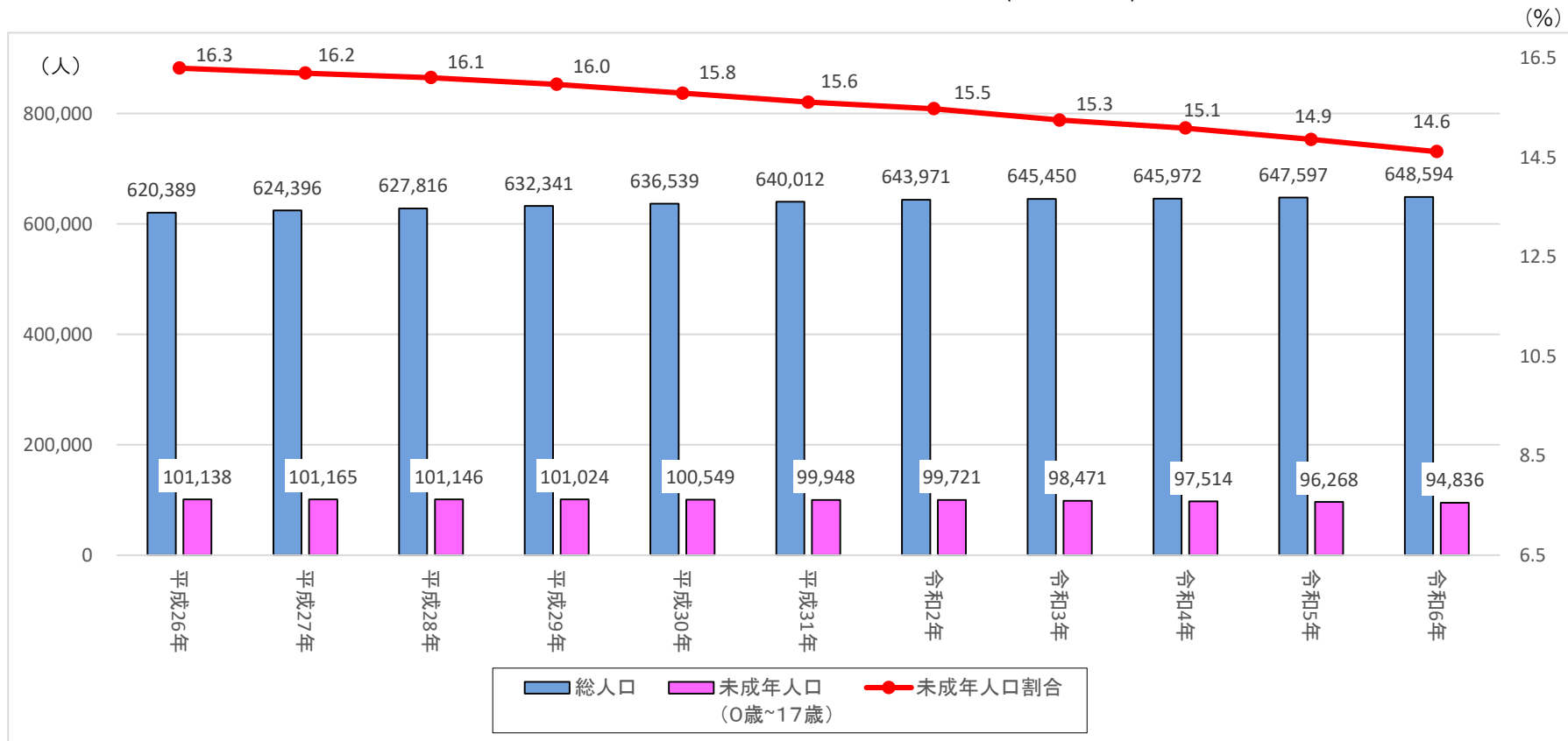
健康福祉局 こども家庭部 こども政策課

1. 少子化の動向

(1) 総人口と未成年人口割合

- 総人口は増加傾向
- 未成年人口は減少傾向
- 未成年人口割合も低下が続いており、令和6年現在14.6%

図表 総人口と未成年人口の推移(船橋市) ※未成年人口(0歳～17歳)



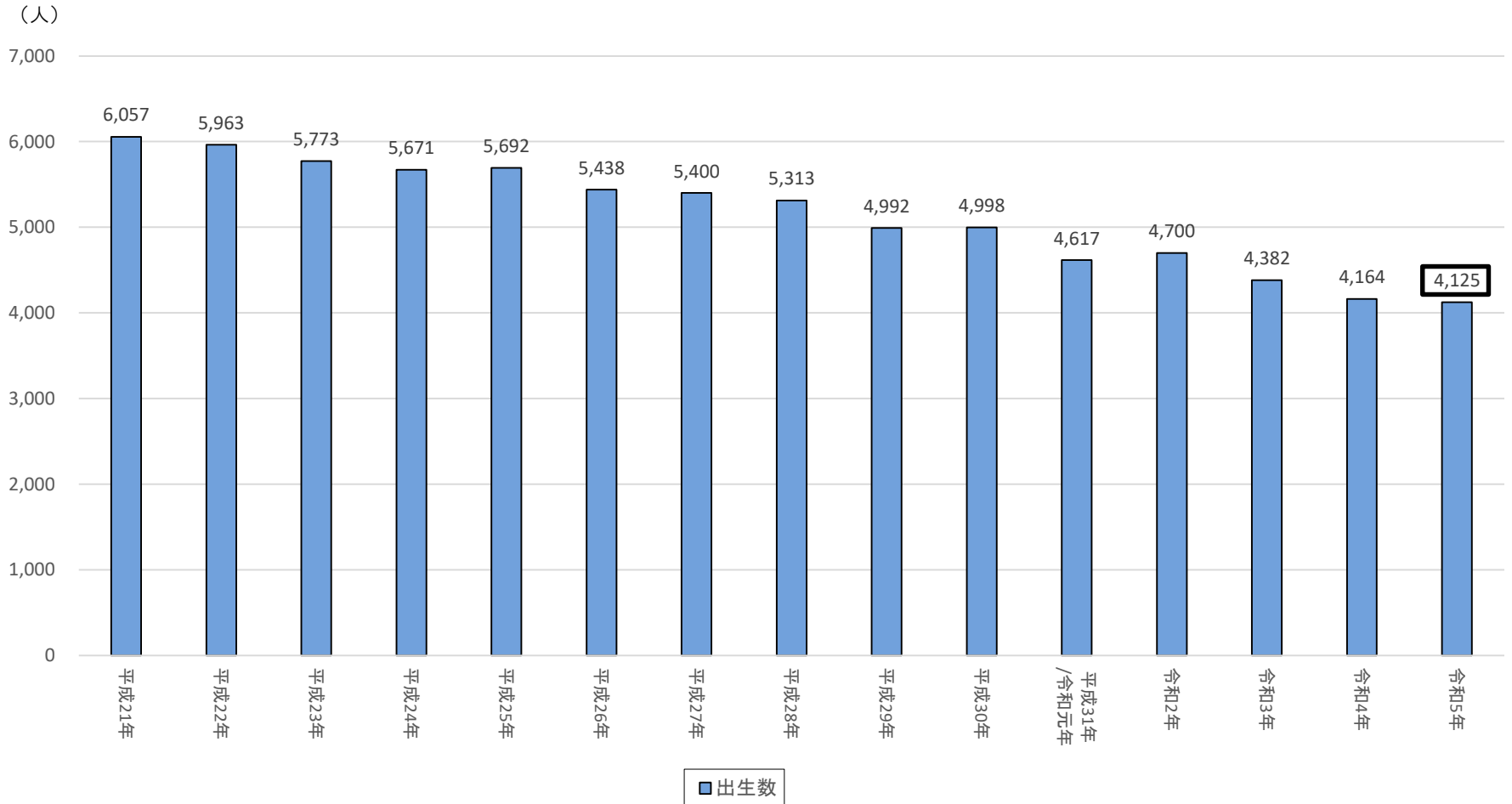
資料: 船橋市年齢別人口(各年4月1日現在)

1. 少子化の動向

(2) 出生の動向 ①出生数

- 出生数は減少傾向にある

図表 出生数の推移(船橋市)

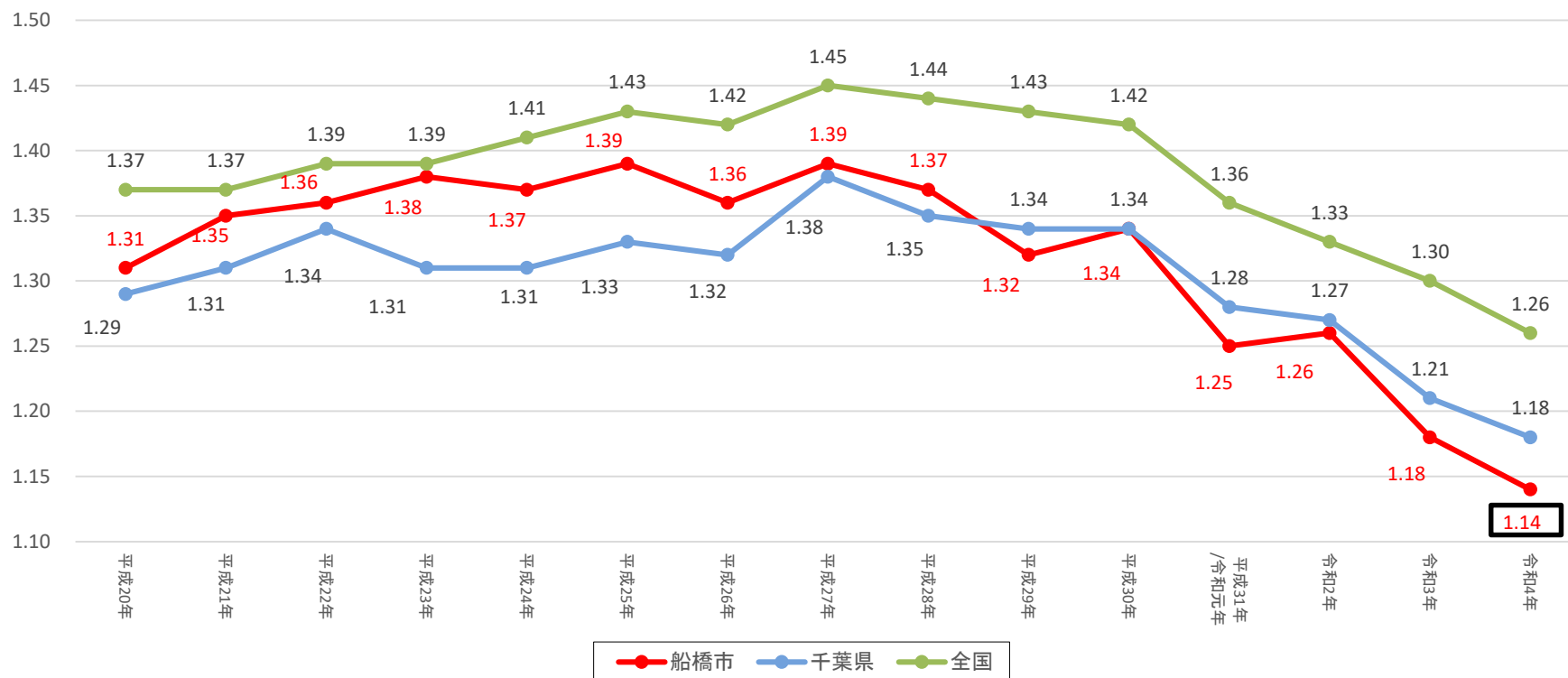


1. 少子化の動向

(2) 出生の動向 ②合計特殊出生率

- 合計特殊出生率は令和4年では1.14
- 平成27年から減少傾向であり、国や県と比べて低くなっている

図表 合計特殊出生率の推移(船橋市・千葉県・全国)



※合計特殊出生率：一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生む子供の数の平均を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計である。

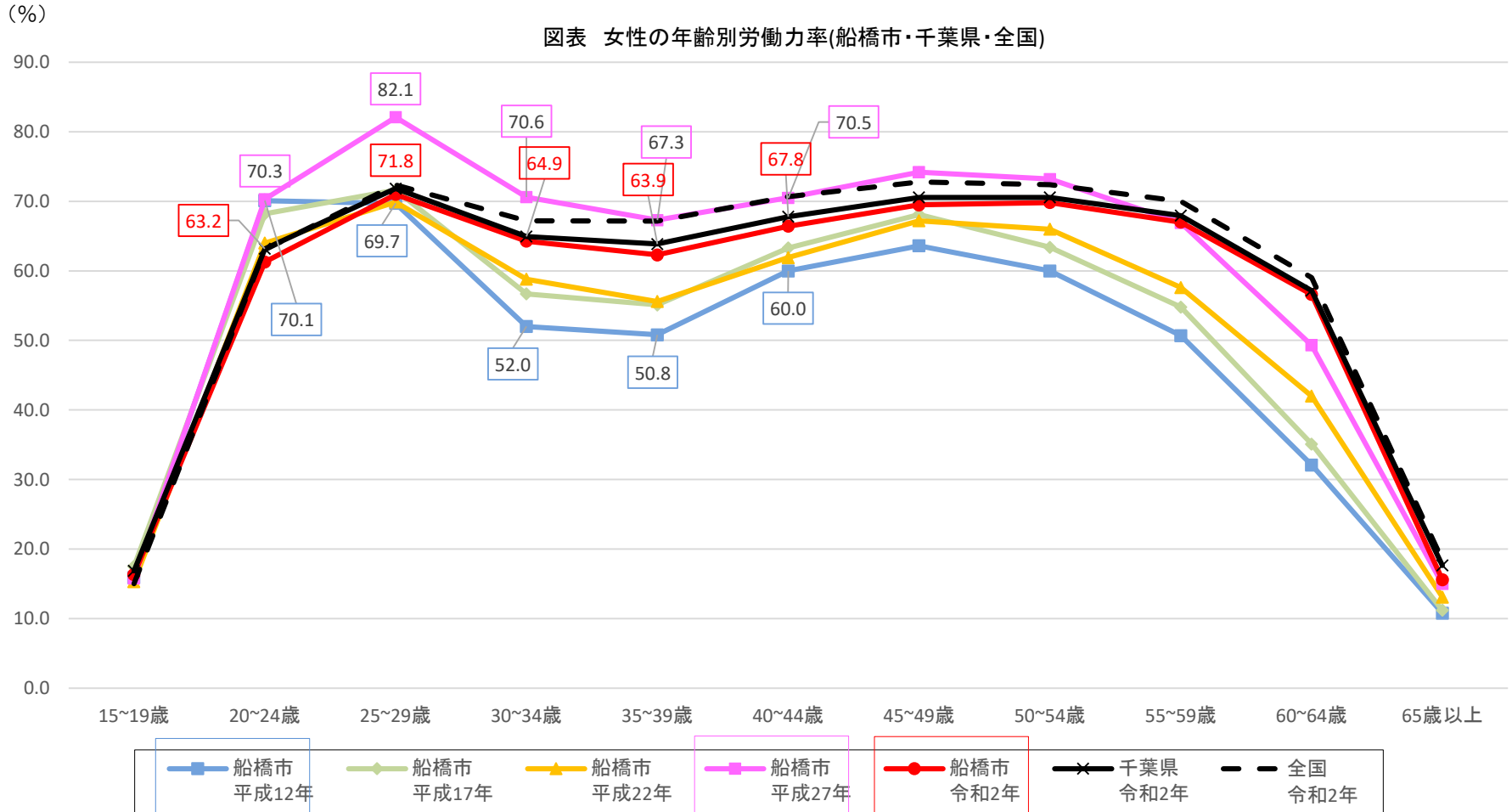
資料：千葉県合計特殊出生率

2. 家族や地域の状況

(1) 女性の年齢別労働力率

- 令和2年の女性の年齢別労働力率は平成27年に比べて低下した
- M字カーブはゆるやかになっている

図表 女性の年齢別労働力率(船橋市・千葉県・全国)



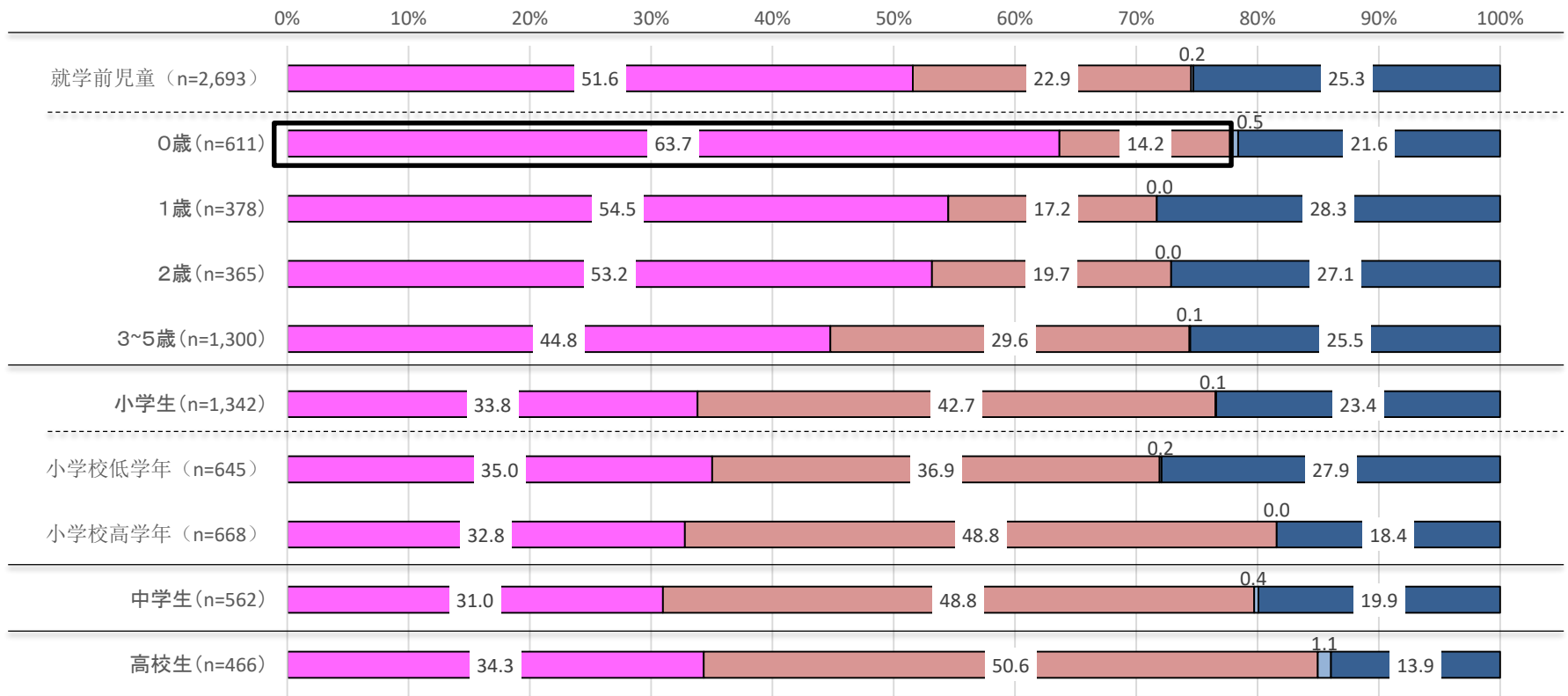
資料：国勢調査就業状態等基本集計
船橋市ホームページ

2. 家族や地域の状況

(2) 母親の就労状況 ①子どもの年齢別

- フルタイム就労は0歳が63.7%と一番高く、子どもの年齢の上昇に伴い、その割合は減少
- パートタイム就労は0歳が14.2%と一番低く、子どもの年齢の上昇に伴い、その割合は増加

図表 母親の就労状況 (船橋市)



■フルタイムで就労している、またはその産休・育休・介護休業中である。

■パートタイム、アルバイトなどで就労している、またはその産休・育休・介護休業中である

■就労していない

■無回答

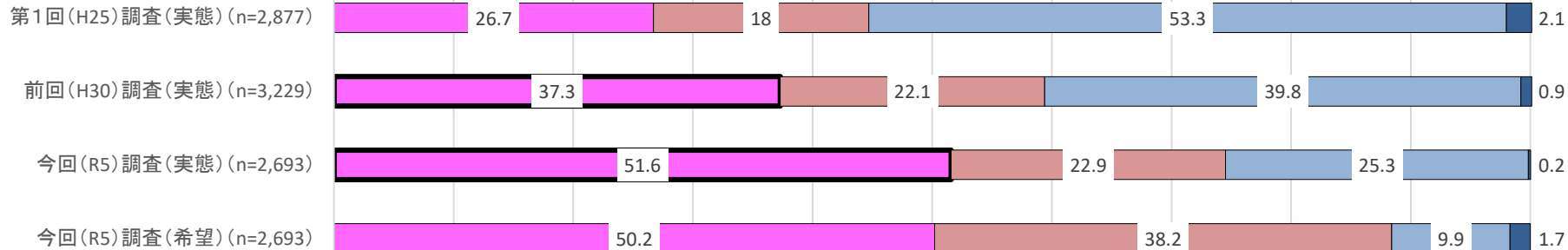
2. 家族や地域の状況

(2) 母親の就労状況 ②経年比較

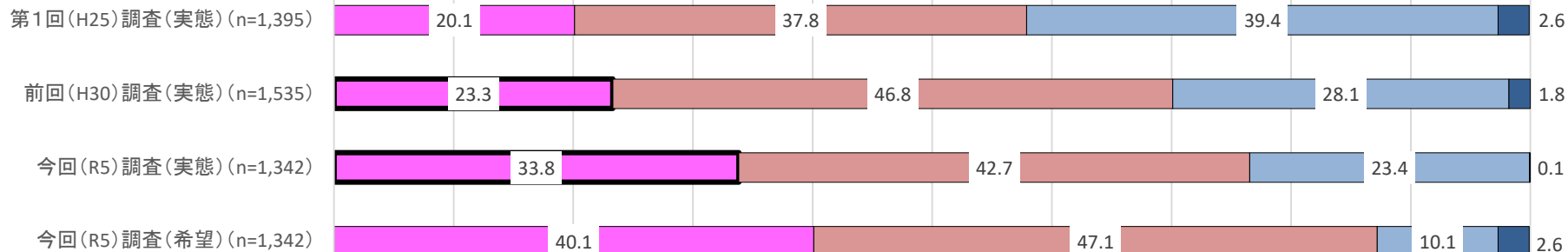
- 過去調査と比較し母親の就労率は上昇
- 今後の就労希望もフルタイム、パートタイムの合計を見ると、実態よりも高い

図表 母親の就労状況の経年比較 (船橋市)

【就学前児童】



【小学生】



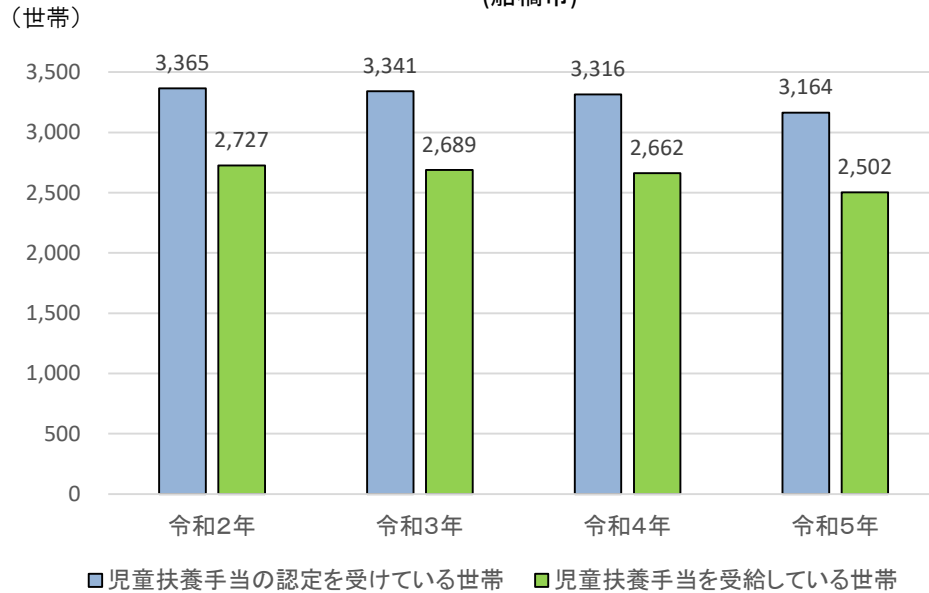
- フルタイムで就労している、またはその産休・育休・介護休業中である。
- パートタイム、アルバイトなどで就労している、またはその産休・育休・介護休業中である
- 就労していない
- 無回答

2. 家族や地域の状況

（３）児童扶養手当と離婚の状況

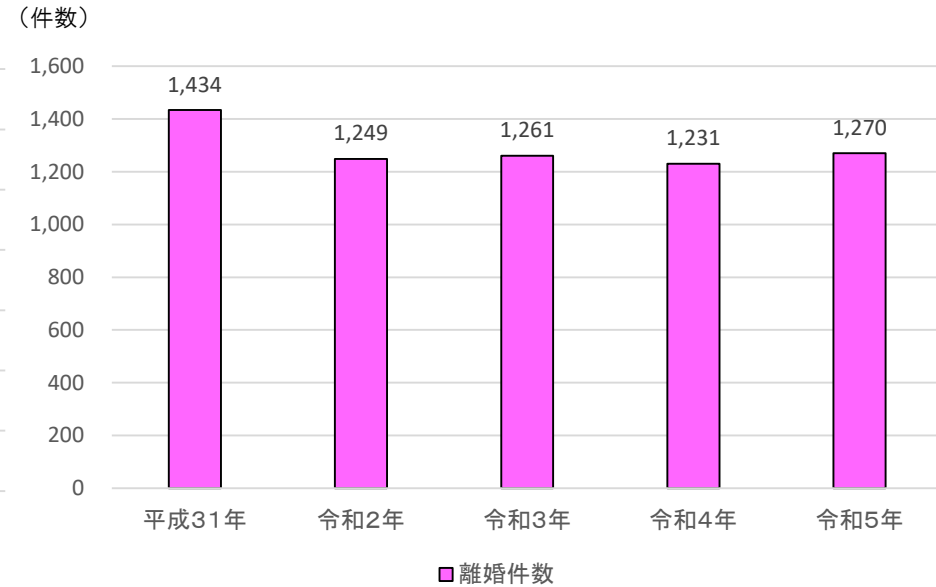
- 児童扶養手当の認定世帯、受給世帯ともにやや減少傾向
- 離婚件数は、平成31年から令和2年に減少したが、以降はほぼ横ばいである

図表 児童扶養手当の認定を受けている世帯及び受給している世帯
(船橋市)



(各年4月1日現在)
資料: 保健福祉の概要

図表 船橋市における離婚件数 (船橋市)



(各年4月1日現在)
資料: 船橋市統計書

3. 家計の状況

(1) 生活困難度指標

令和5年12月に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果をもとに、下表①～③の3つの要素について、該当する要素の数に応じて、以下の3層に分類後、結果の分析に用いた。

『困窮層』＝2つ以上の要素に該当、

『周辺層』＝いずれか1つの要素に該当、

『一般層』＝いずれの要素にも該当しない、

※『一般層』には各要素を判別するための設問で不明・無回答により判別不能であった対象を含む

①低所得要素	保護者票中の世帯の手取り収入と世帯人数の設問から算出した簡易的な等価可処分所得が「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満(127万円未満)の世帯。 等価可処分所得＝世帯の可処分所得※÷$\sqrt{\text{世帯人数}}$ ※収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする (例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～75万円未満」であれば62.5万円とする。なお、「900万円以上」は950万円とする。) 【対象設問】あなたの世帯の昨年1年間の手取り収入の額を教えてください。 【対象設問】お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいる場合には、ご家族の人数に含めて教えてください。
②家計のひっ迫要素	保護者票中の家計のひっ迫度をはかる設問8項目中、1つ以上が該当する場合。 【対象設問】あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、以下の費用・サービス・料金について、支払えないことがありましたか。 ①必要とする食料(お酒やコーヒーなどの嗜好品を除く) ②必要とする衣服(高価な衣服やアクセサリなどを除く) ③電話料金 ④電気料金 ⑤ガス料金 ⑥水道料金 ⑦家賃 ⑧住宅ローン

3. 家計の状況

(1) 生活困難度指標

③子どもの体験の欠如要素

保護者票中の子どもの体験に関する設問10項目中、費用面での不能理由(①費用がかかるため)が2つ以上ある場合。

【対象設問】あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。

「したいができなかった」場合はその理由を下の理由欄の番号を記入してください。

- ・スポーツに関する習い事やクラブに通う
- ・音楽、習字、絵画等の習い事やクラブに通う
- ・学習教室に通う(または家庭教師に来てもらう)
- ・キャンプやバーベキューなどの野外活動をする
- ・旅行に行く
- ・美術館、博物館、科学館に行く
- ・スポーツ観戦や劇場に行く
- ・遊園地やテーマパークに行く
- ・公共施設などで行われる、無料の教室やイベントに参加する
- ・誕生日祝いやクリスマス・お正月などの季節の行事を行っている

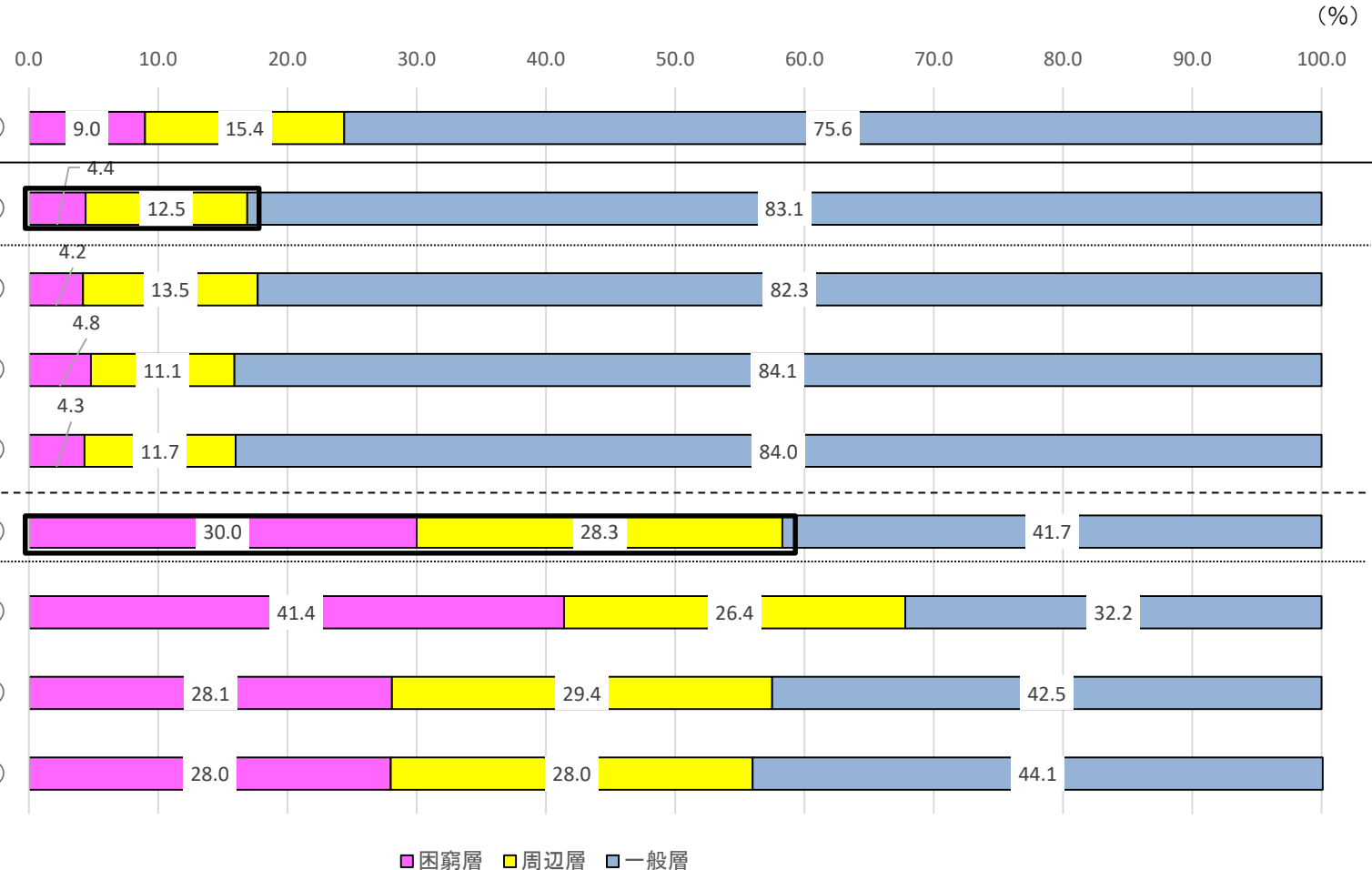
<理由欄>

①費用がかかるため	⑤一緒に活動する友達がいないため
②時間がないため	⑥情報がないため
③開催時間が合わないため	⑦子どもが対象年齢に達していないため
④開催場所が遠いため	⑧その他

3. 家計の状況

(1) 生活困難度指標

図表 生活困難度指標に基づく分類の割合 (船橋市)



※ひとり親保護者とは、ひとり親手当(児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・遺児手当)の認定を受けている保護者を指す。

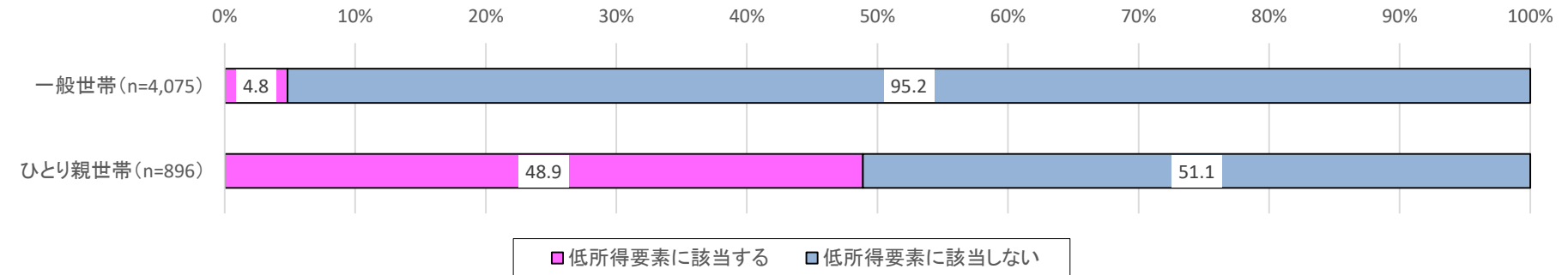
3. 家計の状況

(2) 低所得に該当する世帯の割合

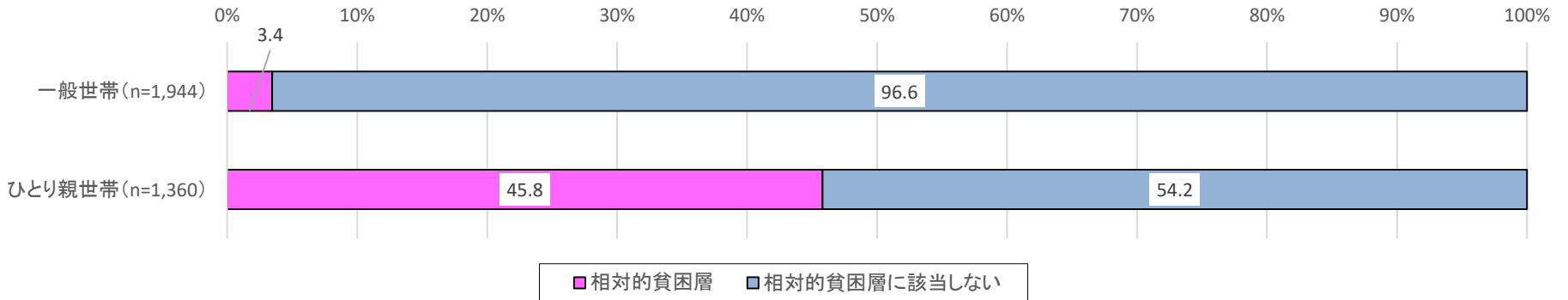
- 前回調査（H30）と同様の基準で比較すると、低所得要素に該当する世帯の割合は微増となっている。

【今回調査】

図表 低所得に該当する世帯の経年比較 (船橋市)



【前回調査】



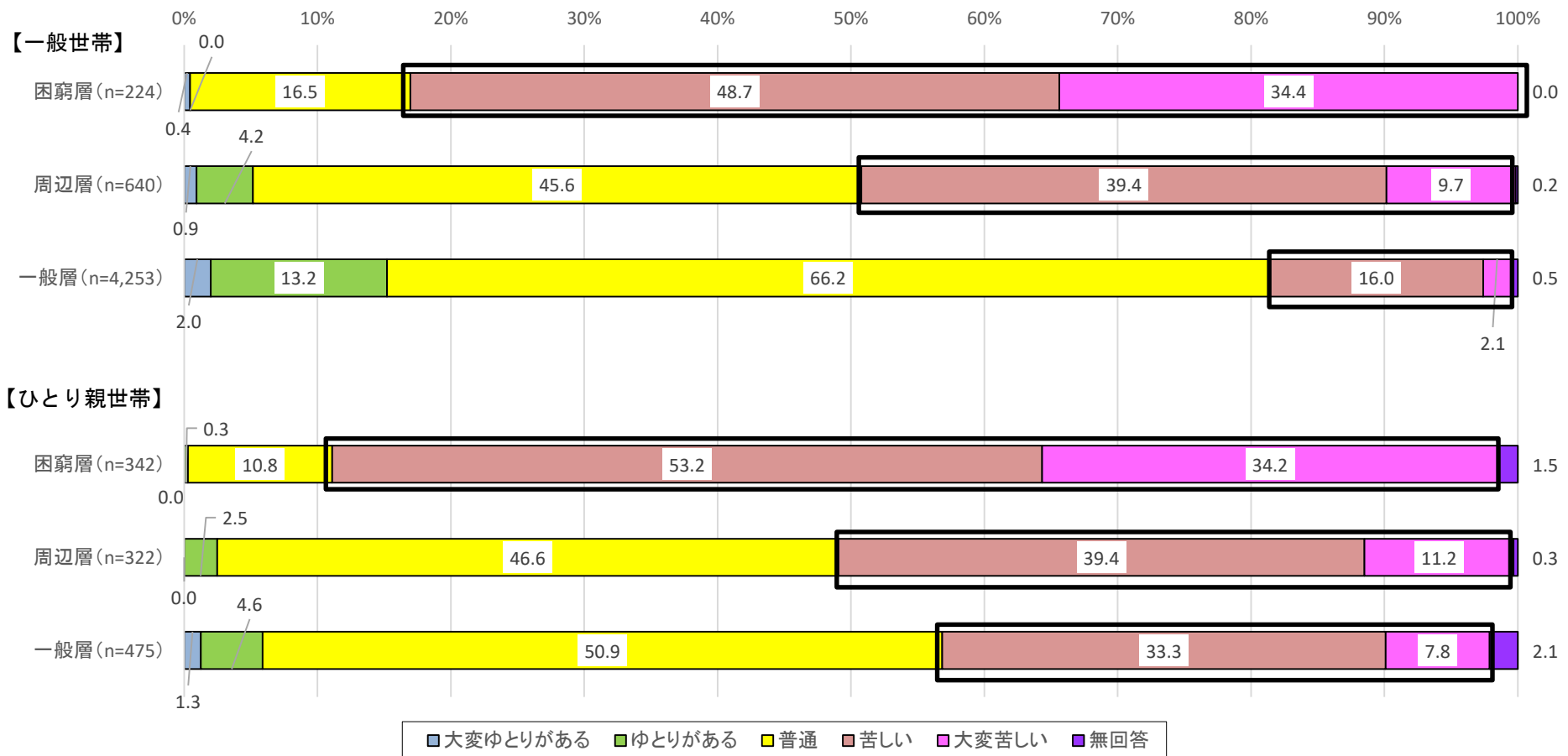
※国の国民生活基礎調査における貧困線を用い、おおむねその貧困線を下回る世帯を「相対的貧困層」として定義。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を指し、直近の国民生活基礎調査（平成28年調査）における平成27年の貧困線は122万円。

3. 家計の状況

(3) 家計のひっ迫状況

- 家計の状況について、「苦しい」「大変苦しい」の割合は、一般世帯よりもひとり親世帯で高い。
- 生活困難度別にみると、「苦しい」「大変苦しい」の割合は困窮層で高い。

図表 現在の暮らしの状況について (船橋市)



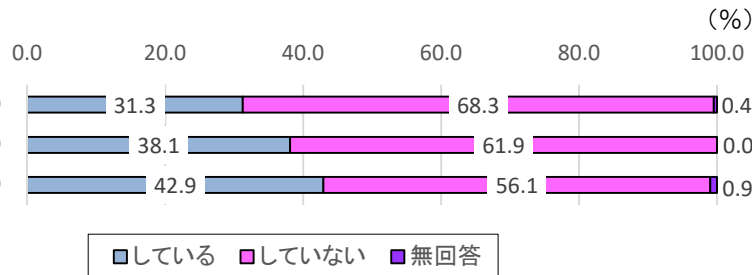
3. 家計の状況

(4) 子どもの体験の欠如 ＜スポーツに関する習い事やクラブに通う＞

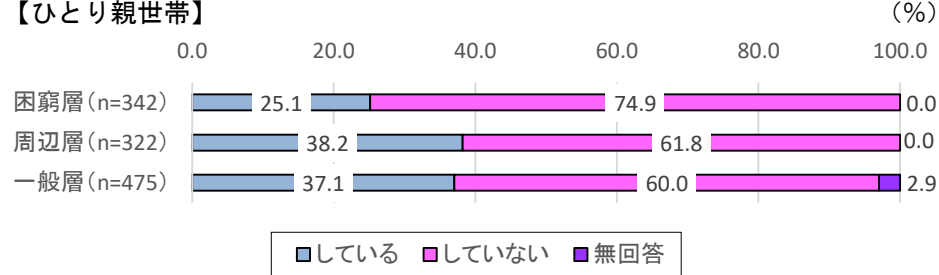
- 生活困難度が高いほど、経済的な理由から「したいができなかった」割合が高くなっている。

図表 スポーツに関する習い事やクラブに通う (船橋市)

【一般世帯】

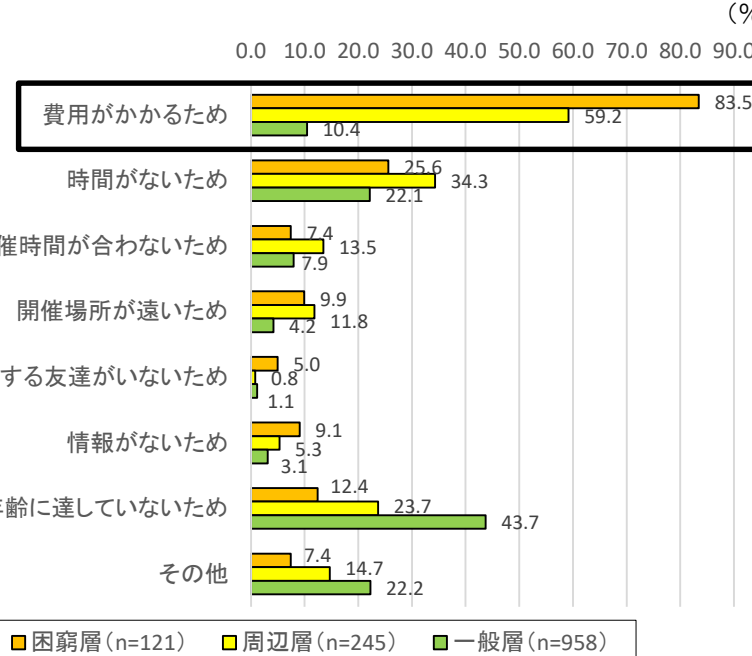


【ひとり親世帯】

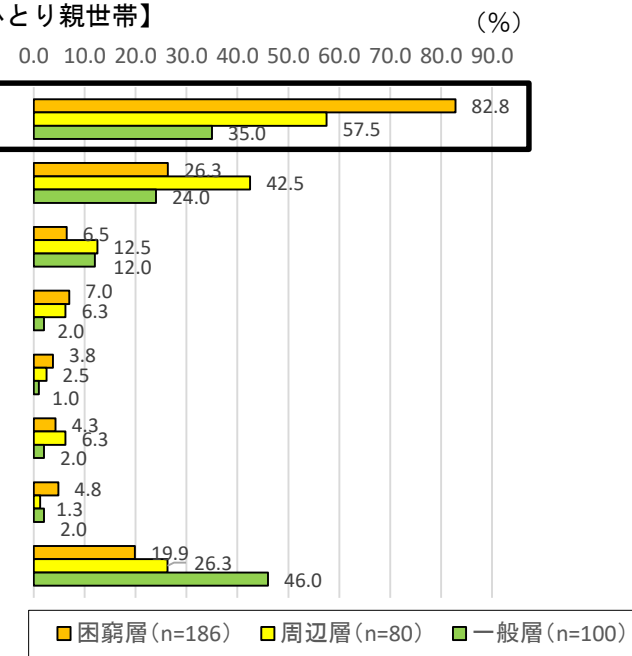


図表 体験をしたいができなかった場合の理由 (船橋市)

【一般世帯】



【ひとり親世帯】

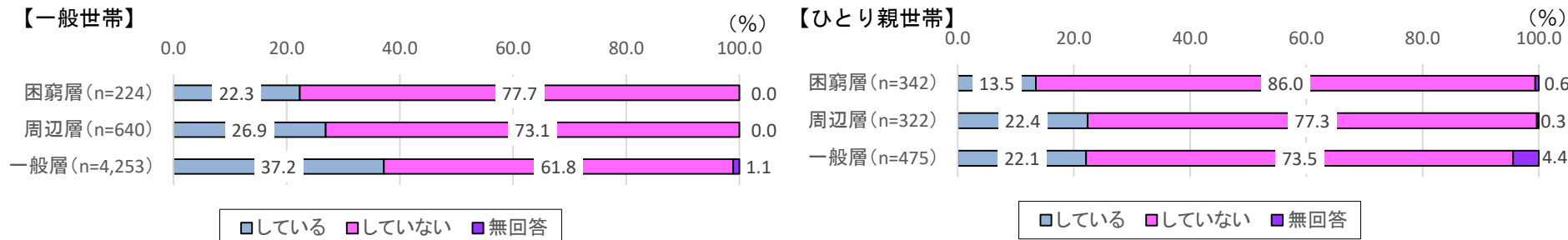


3. 家計の状況

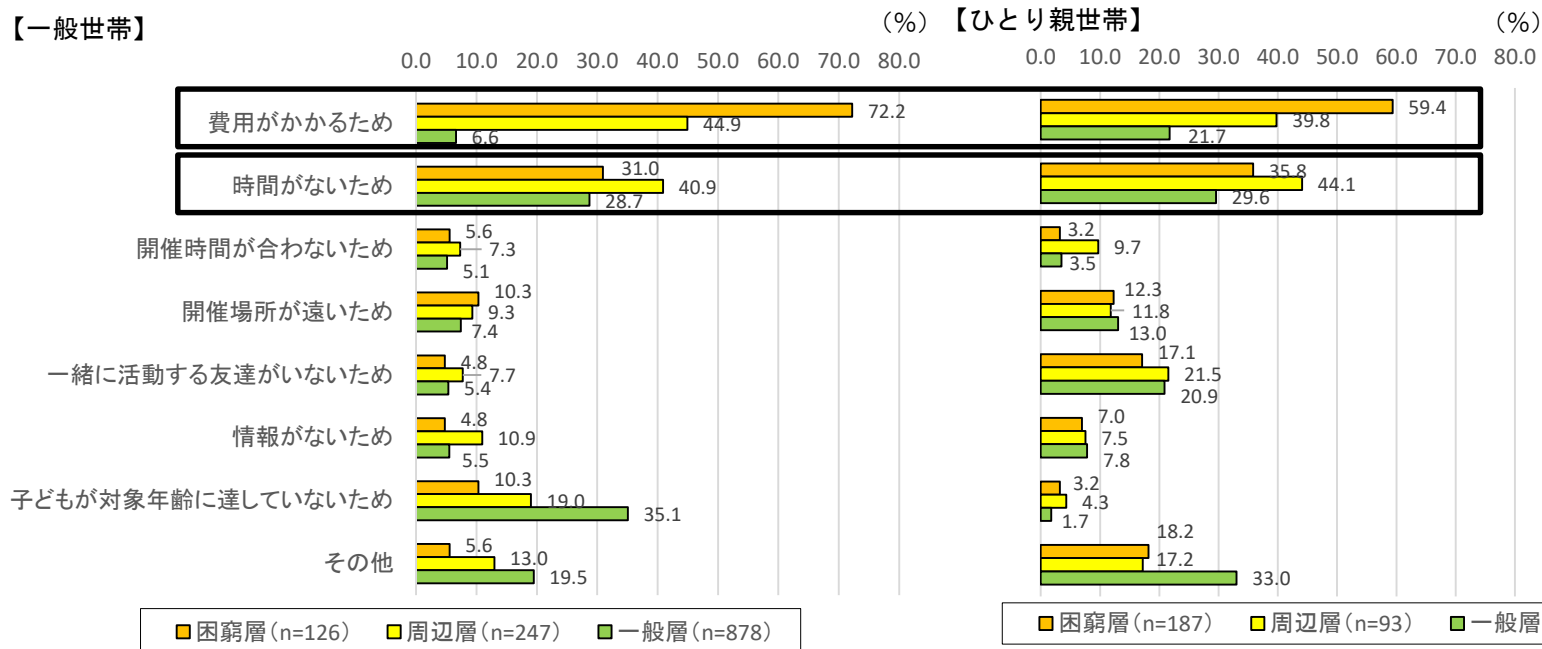
（４）子どもの体験の欠如 ＜キャンプやバーベキューなどの野外活動をする＞

- 「したいができなかった」理由について、経済的な理由のほか、「時間がない」ことも理由として多くなっている。

図表 キャンプやバーベキューなどの野外活動をする(船橋市)



図表 体験をしたいができなかった場合の理由 (船橋市)



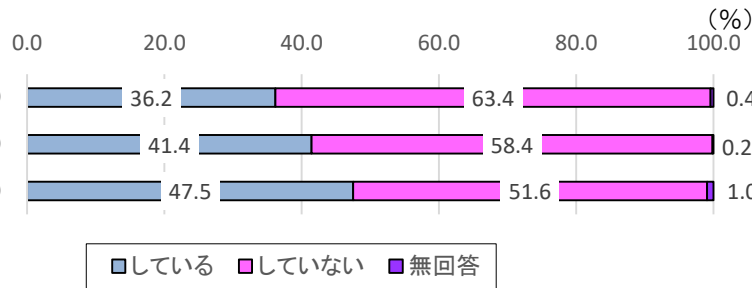
3. 家計の状況

(4) 子どもの体験の欠如
く公共施設などで行われる、
無料の教室やイベントに参加する>

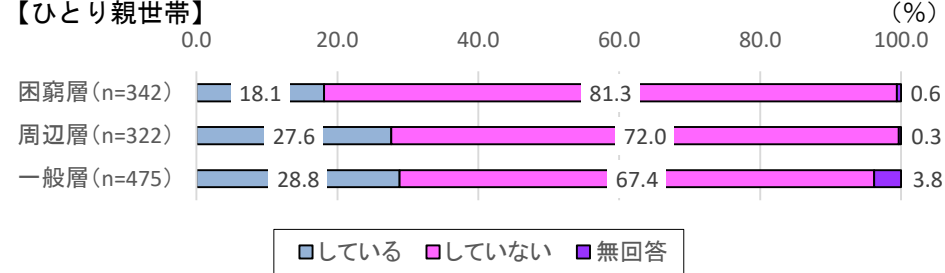
- 「したいができなかった」場合の理由について、「時間がない」のほか、「開催時間が合わない」「情報がない」の割合も多くなっている。

図表 公共施設などで行われる、無料の教室やイベントに参加する (船橋市)

【一般世帯】

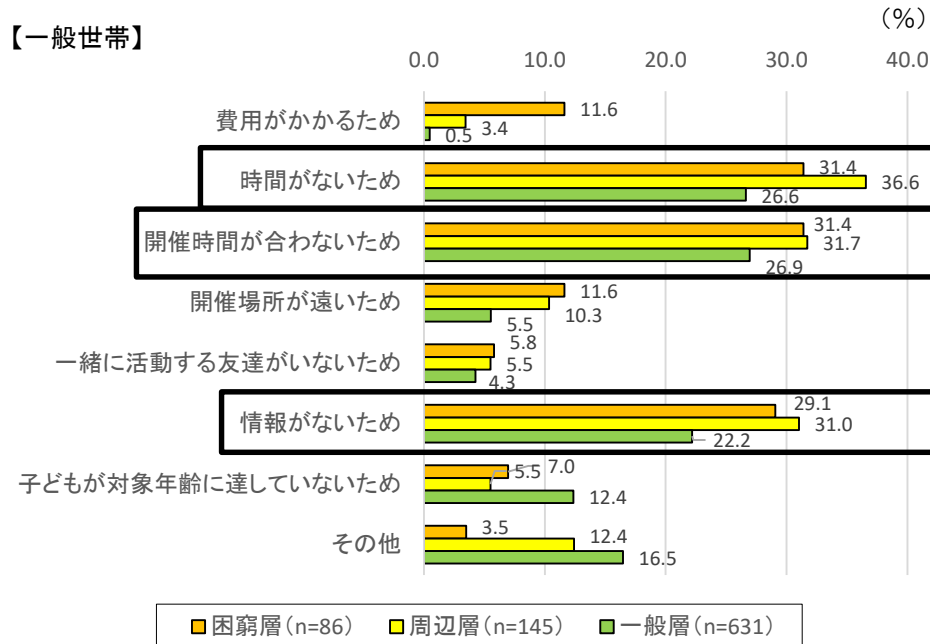


【ひとり親世帯】

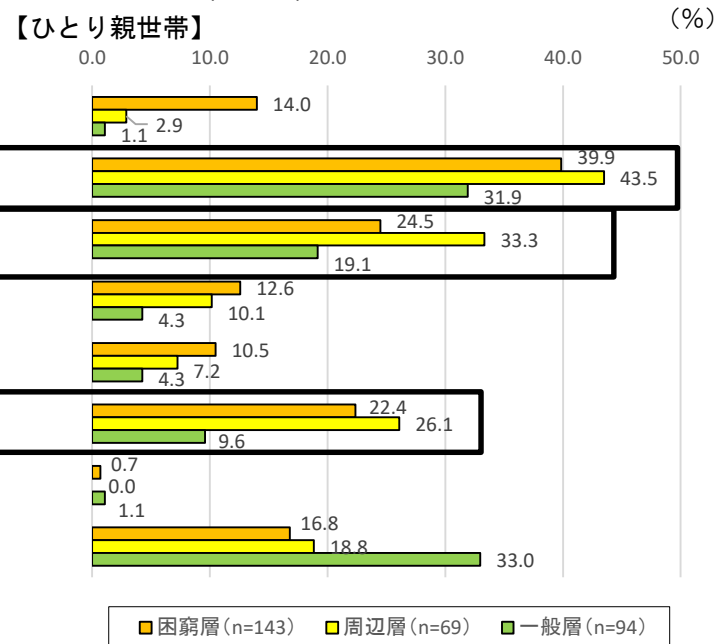


図表 体験をしたいができなかった場合の理由 (船橋市)

【一般世帯】



【ひとり親世帯】

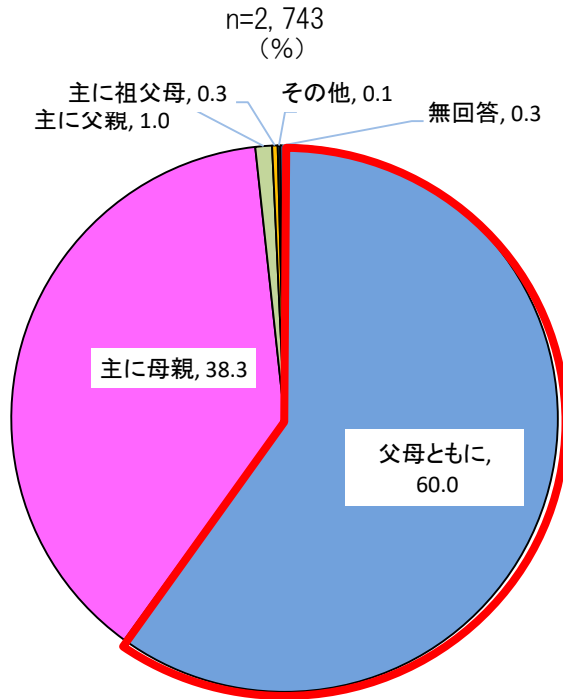


4. 子ども・子育ての実態

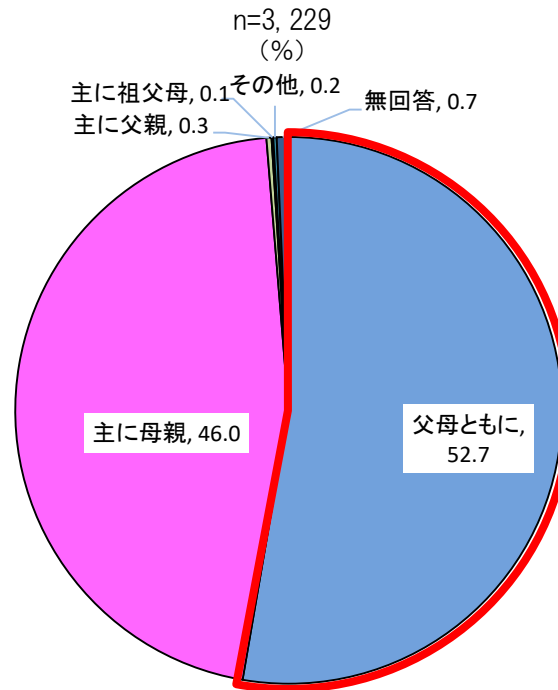
(1) 主な保育教育者

- 「父母ともに」が増加傾向

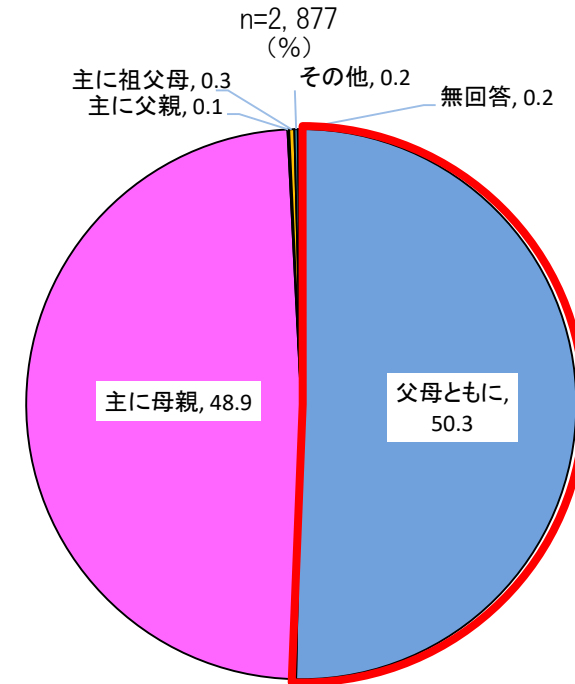
今回調査 図表【就学前児童】主な保育教育者



前回調査 図表【就学前児童】主な保育教育者



第1回調査 図表【就学前児童】主な保育教育者

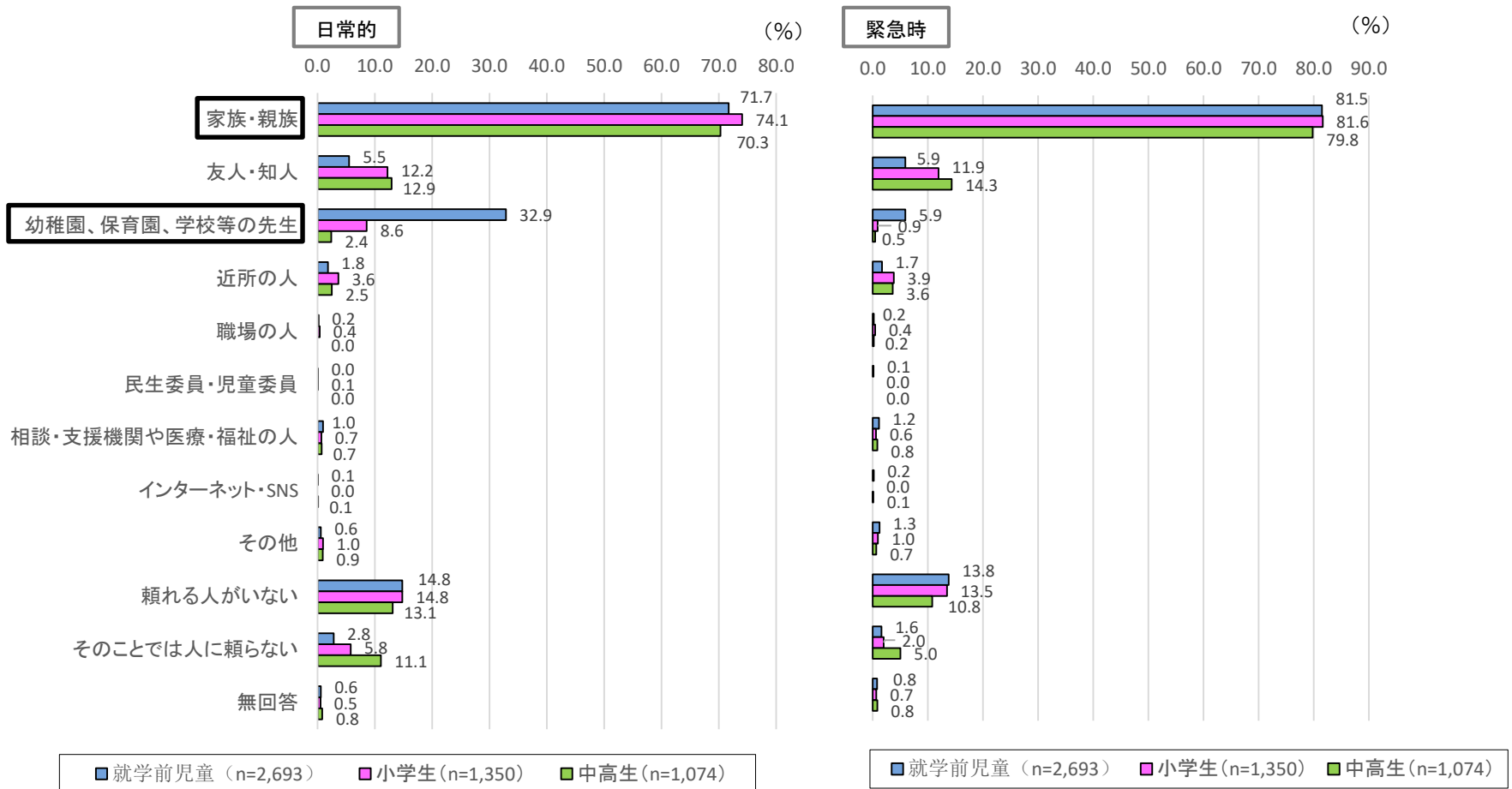


4. 子ども・子育ての実態

(2) 子どもをみてもらえる状況

- 日常的、緊急時共に、「家族・親族」の割合が最も高い
- 日常的に子どもを見てもらえる状況について、小学生・中高生と比較して、就学前児童で「幼稚園、保育園、学校等の先生」の割合が高い

図表 子どもをみてもらえる状況(複数回答)

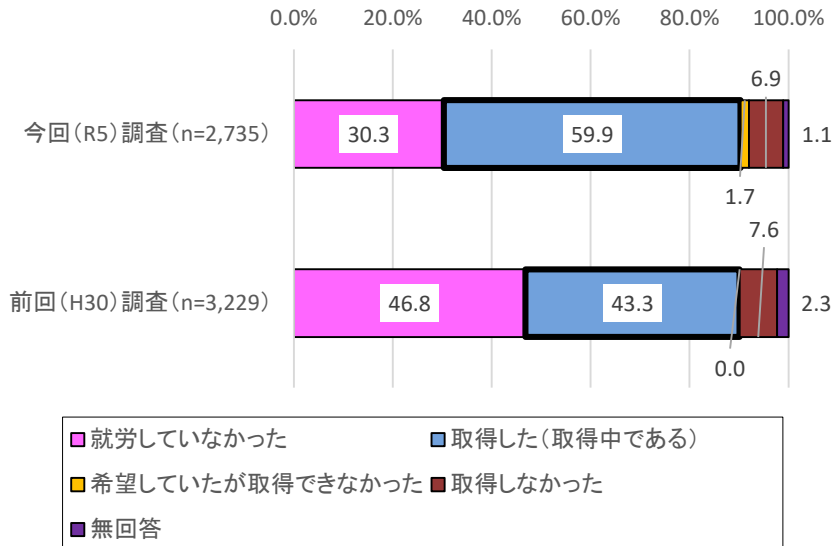


4. 子ども・子育ての実態

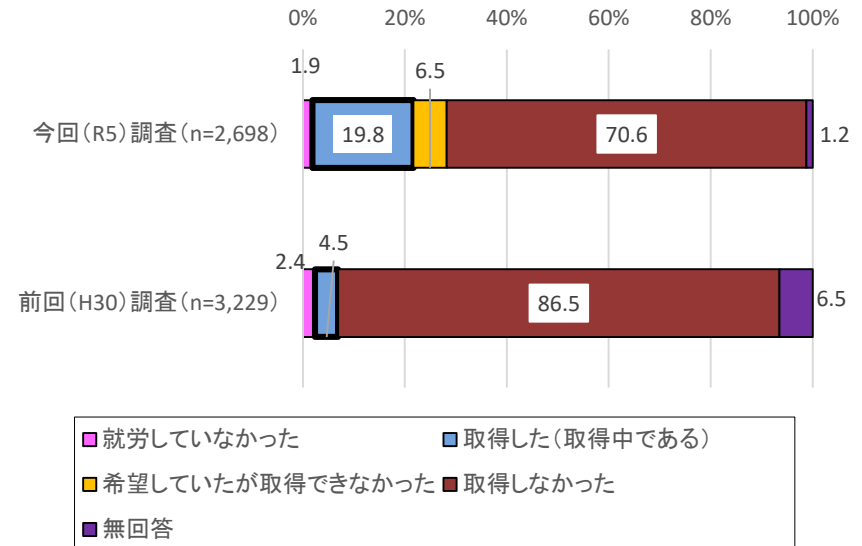
(3) 育児休業の取得状況

- 育児休業取得率は、母親・父親とも、前回に比べ上昇している
- 特に父親については4倍以上になっている

図表 【就学前児童の母親】『就労者』の育児休業の取得状況



図表 【就学前児童の父親】『就労者』の育児休業の取得状況

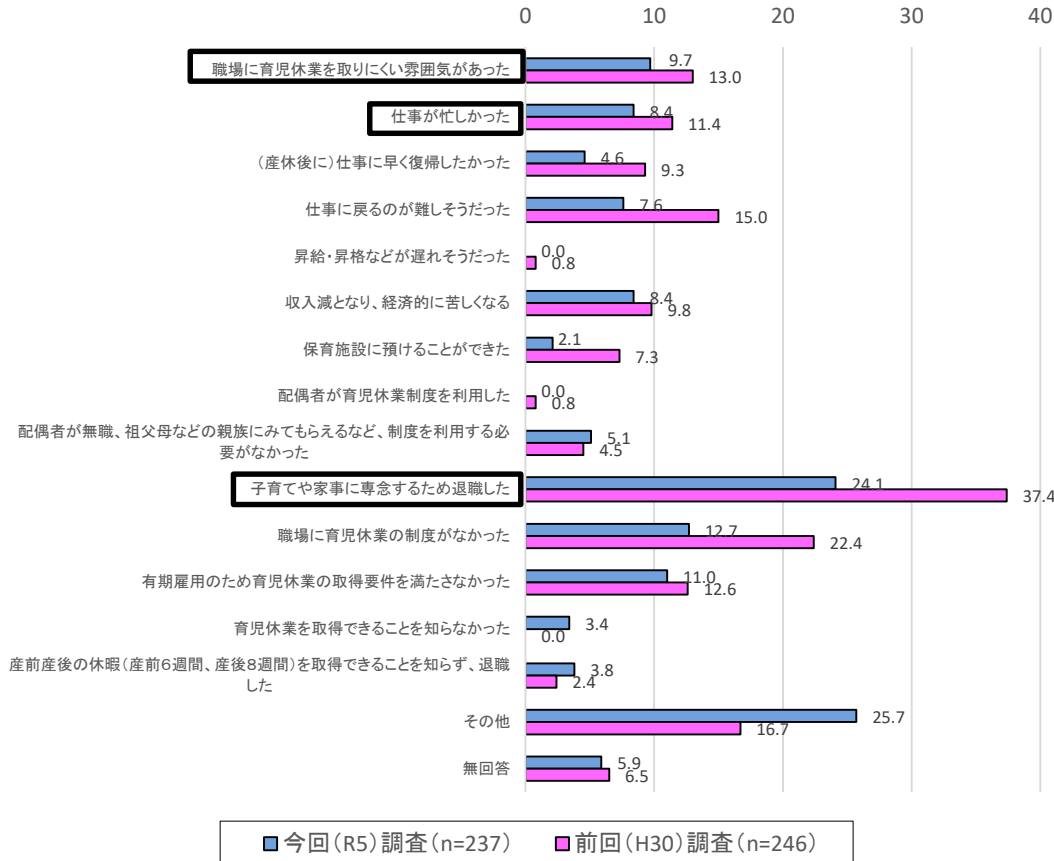


4. 子ども・子育ての実態

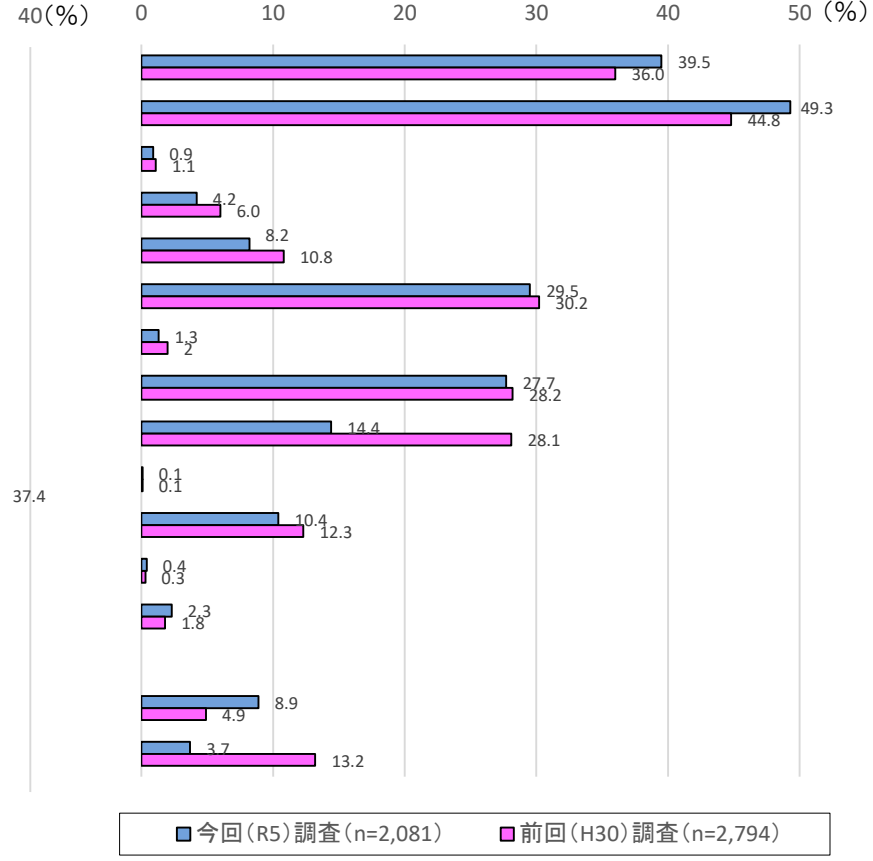
(3) 育児休業の取得状況

- 母親の育児休業を取得していない理由は「子育てや家事に専念するため退職」が最も割合が高いが、前回調査37.4%から24.1%に減少
- 父親の育児休業を取得していない理由は「仕事が忙しかった」及び「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が割合が高くなっている

図表 【就学前児童の母親】育児休業を取得していない理由(複数回答)



図表 【就学前児童の父親】育児休業を取得していない理由(複数回答)



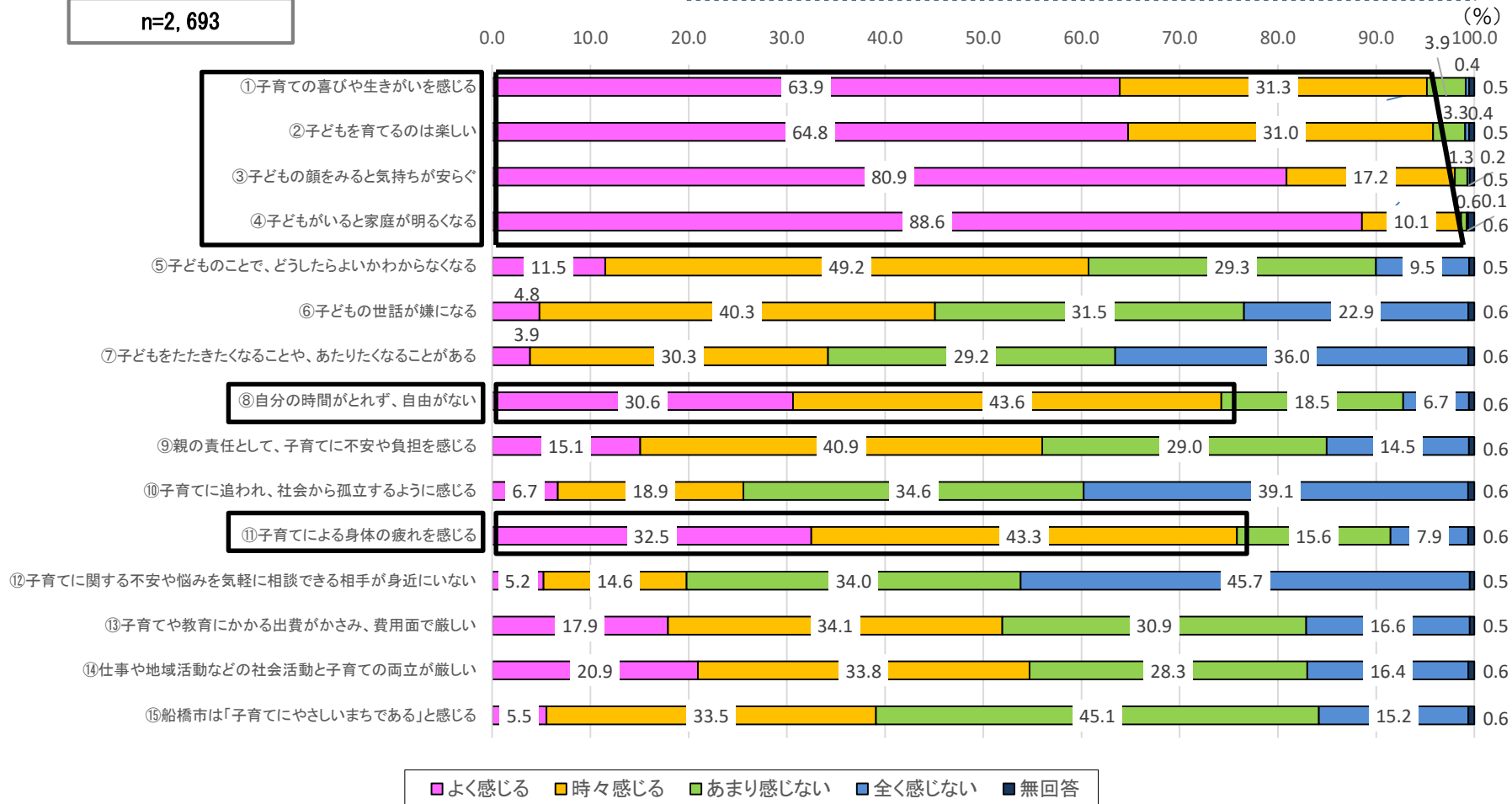
4. 子ども・子育ての実態

(4) 子育てをする上で感じること

図表 【就学前児童】子育てをする上で感じること

n=2, 693

- 子育てに関するポジティブな感情である①～④については、「よく感じる」、「時々感じる」の合計が9割を超えている
- 一方で、子育てが負担に感じる部分としては、「自分の時間がとれず、自由がない」、「子育てによる身体の疲れを感じる」の合計が7割を超えている

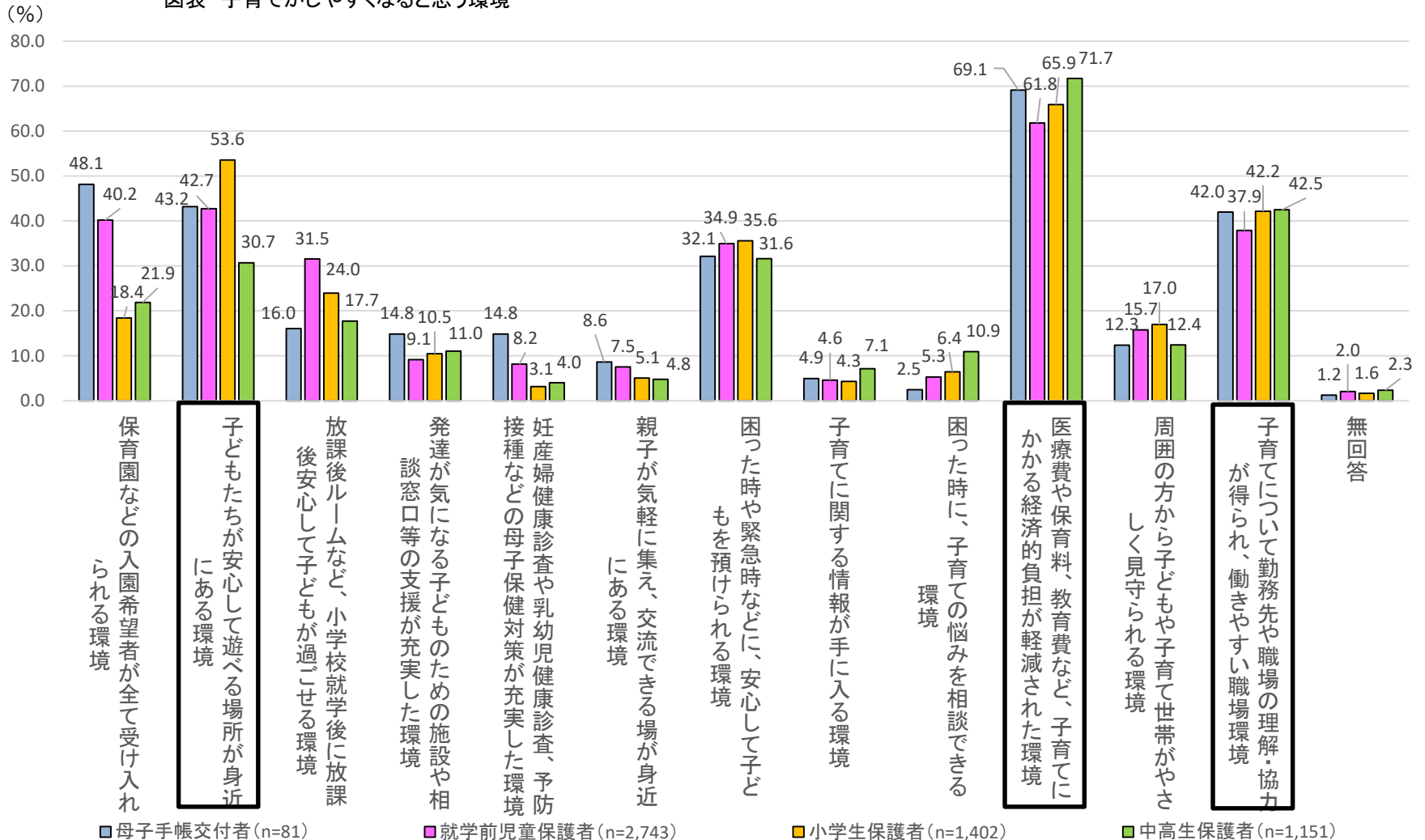


4. 子ども・子育ての実態

(5) 子育てがしやすくなると思う環境

・割合が高い意見は「医療費や保育料、教育費など、子育てにかかる経済的負担が軽減された環境」「子どもたちが安心して遊べる場所が身近にある環境」「子育てについて勤務先や職場の理解・協力が得られ、働きやすい環境」

図表 子育てがしやすくなると思う環境



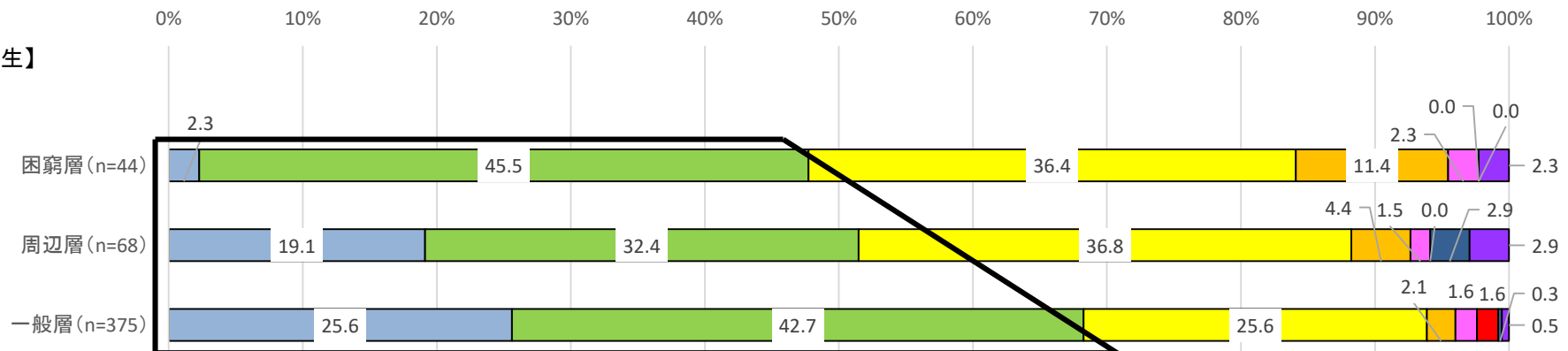
5. 子どもの学習状況

(1) 子どもの学習 ①学校の授業理解度

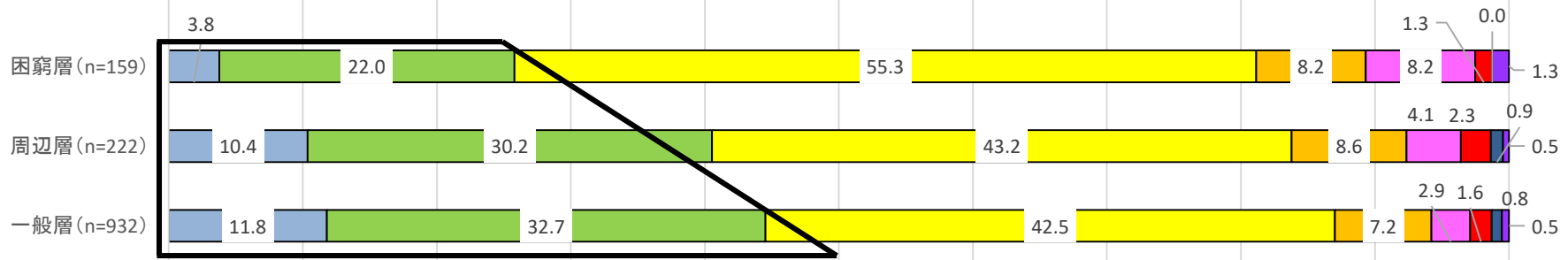
・学校の授業理解度について、「いつもわかる」「だいたいわかる」の割合は、小学生よりも中高生で低く、小学生、中高生ともに困窮層ほど授業の理解度が低い傾向にある。

図表 子どもたちの学校の授業理解度(船橋市)

【小学生】



【中高生】



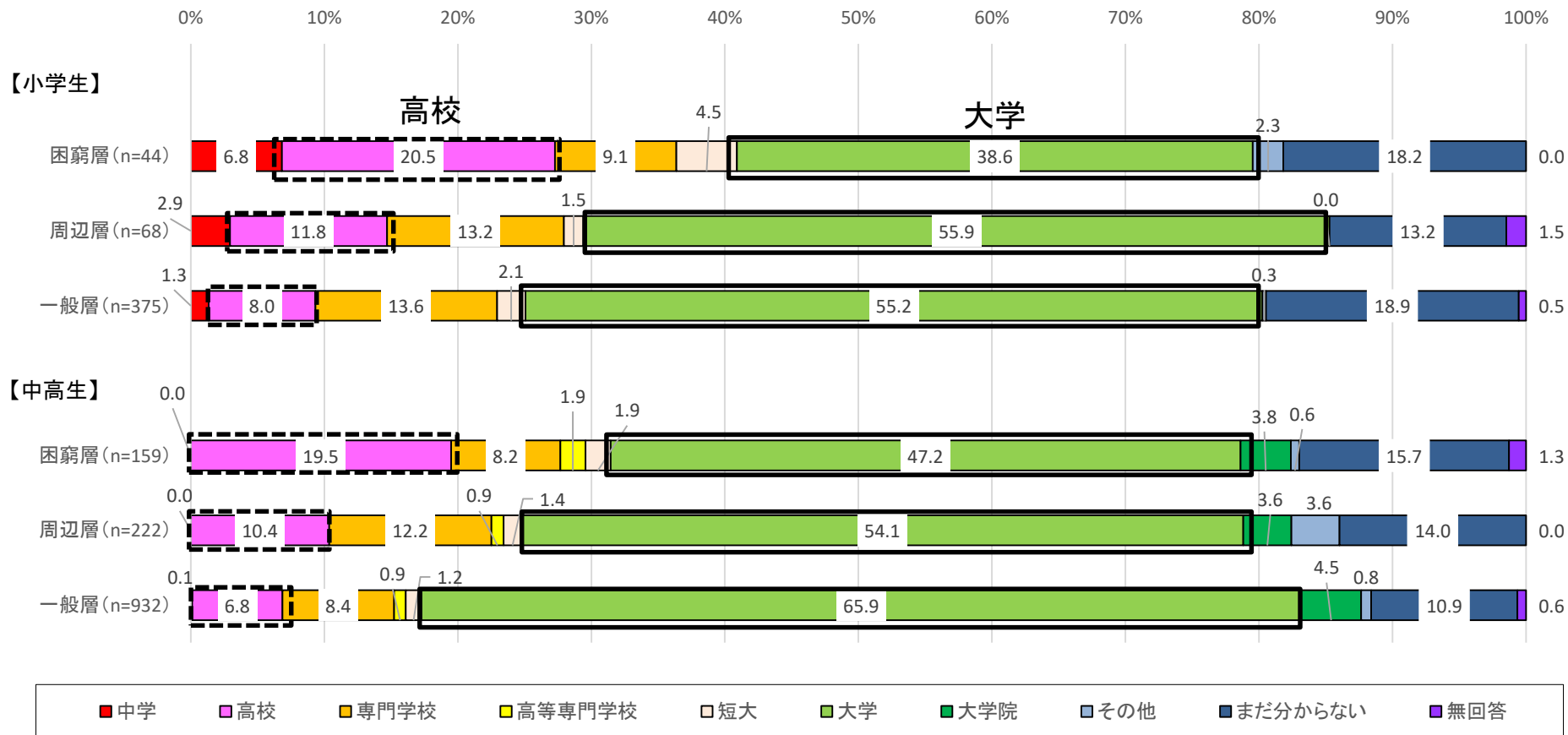
■ いつもわかる
 ■ だいたいわかる
 ■ 教科によってはわからないことがある
 ■ わからないことが多い
 ■ ほとんどわからない
 ■ 学校には通っていない
 ■ その他
 ■ 無回答

5. 子どもの学習状況

(1) 子どもの学習 ②将来の進学希望

・将来どの学校まで進学したいかを問う設問に対し、困窮層ほど「高校」の割合が高く、「大学」の割合が低い傾向にある。

図表 子どもたちの将来の進学希望



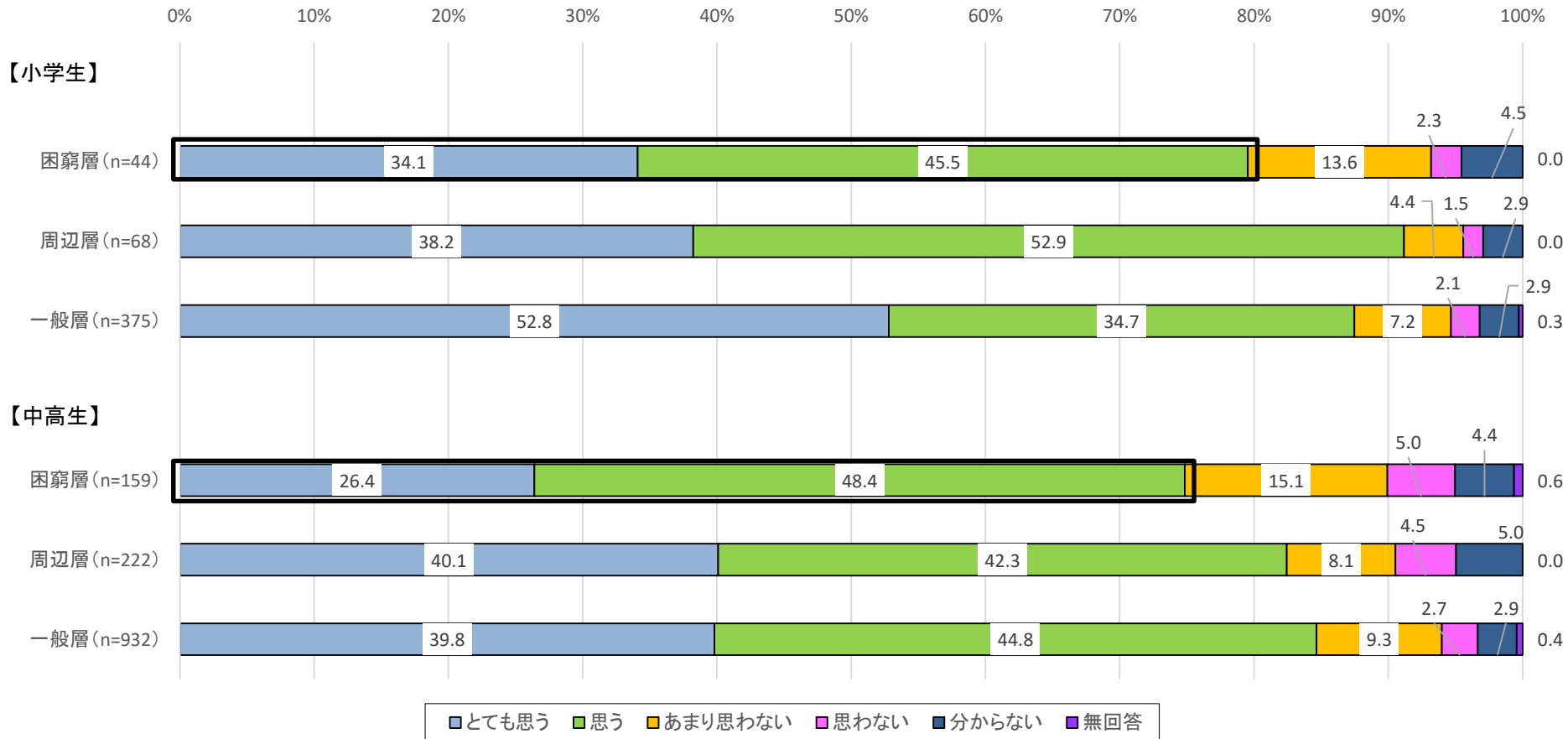
6. 子どもの気持ち

(1) 子どもの気持ち

①「がんばれば、良い結果が出ると思う」

・将来の展望に関する項目である「がんばれば、良い結果がでると思う」について、「とても思う」「思う」の割合が周辺層、一般層と比べて困窮層は低くなっている。

図表 「がんばれば、良い結果が出ると思う」に対する子どもたちの思い、考え（船橋市）

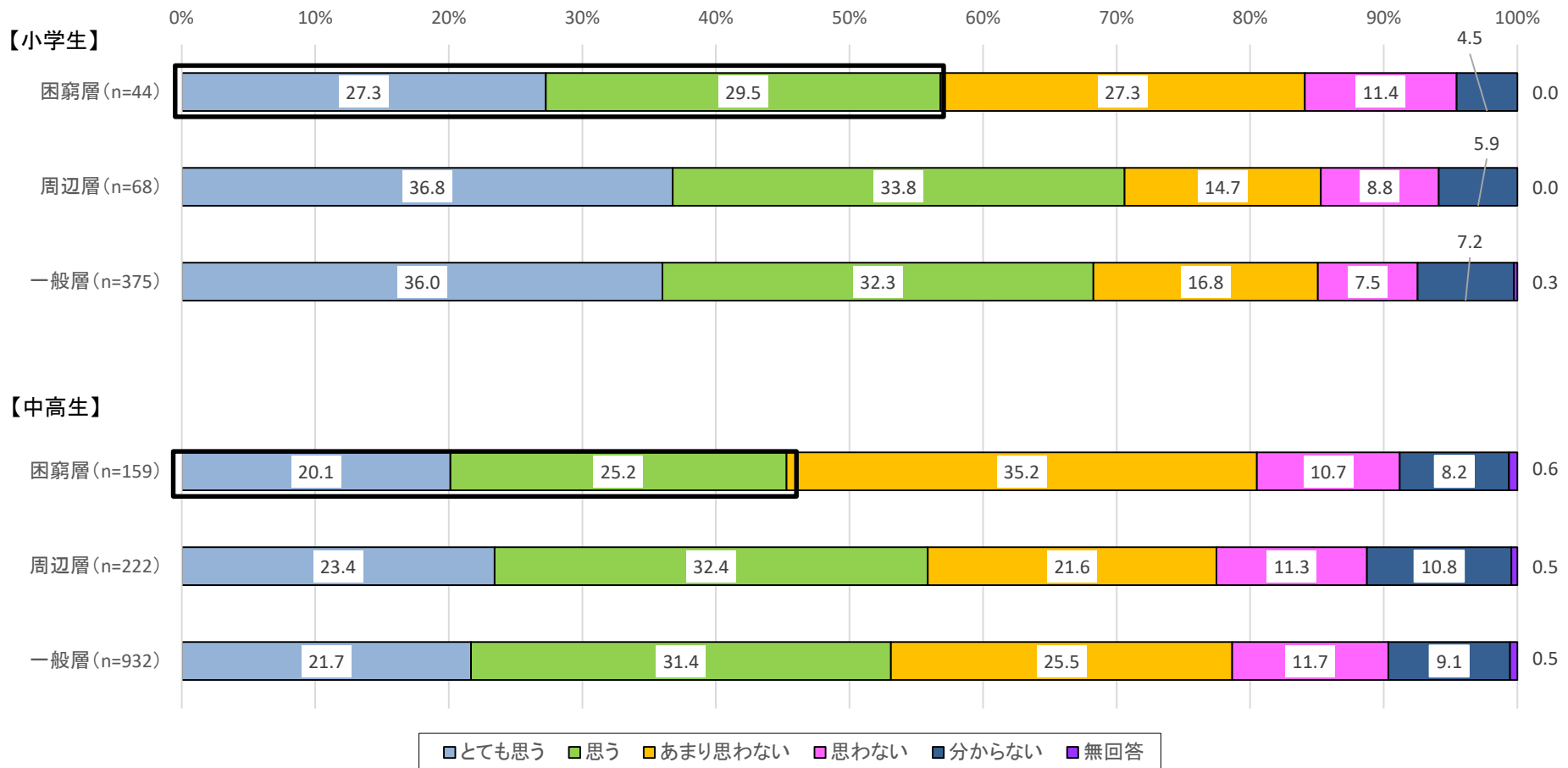


6. 子どもの気持ち

(1) 子どもの気持ち ② 「自分の将来が楽しみだ」

・ 将来の展望に関する項目である「自分の将来が楽しみだ」について、「とても思う」「思う」の割合が周辺層、一般層と比べて困窮層は低くなっている。

図表 「自分の将来が楽しみだ」に対する子どもたちの思い、考え(船橋市)



7. 子どもの意見聴取

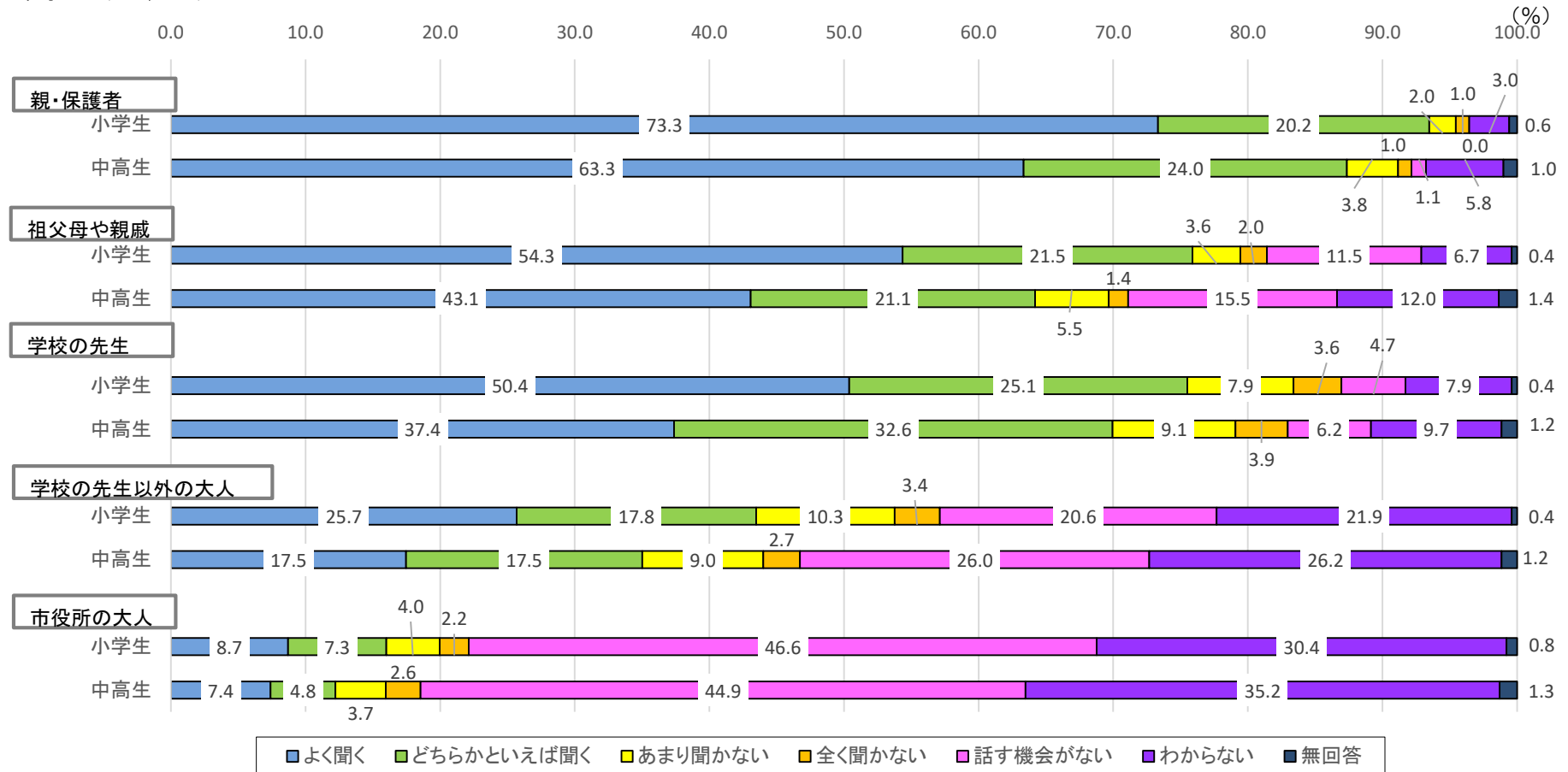
(1) 子どもたちの意見を聞く対象

- 学校の先生以外の大人や市役所の大人と話す機会は少なく、親や保護者、祖父母や親戚、学校の先生が子どもたちの意見を聞く主な対象である

小学生 (n=506)

中学生 (n=1, 391)

図表 子どもたちの意見を聞く対象(船橋市)



7. 子どもの意見聴取

(2) 意見を伝える方法

- 小学生では、「直接」「学校で答えるアンケート」「家で答えるアンケート」の割合が高い
- 中高生では、「LINEなどのチャット」「学校で答えるアンケート」の割合が高い

図表 意見を伝える方法

